

# KNC NETWORK NEWS

2018年2月10日 発行

**経営一言:**私の人生観の真中にあるのは「運命を引き受けよう。がんばっても結果がでないかもしれないが、がんばらなければ結果は出ない」

(佐々木 常夫氏(佐々木常夫マネージメント・リサーチ代表取締役/元東レ経営研究所社長))

—所長コメント:どんなものにも「定め」と「目的」がある。常に何をどうすれば一番役に立ち、本望を達成できるかを考えて実行することです。—



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

## 気になる記事: 人生100年時代、備え厚く

日本人の長寿化が進むなか、老後の資金不足に備える動きが広がってきた。金融機関は個人が生涯にわたり、お金を受け取れるようにする年金保険や投資信託を開発。政府も70歳を超えてから公的年金を受給できる仕組みなどを検討している。老後の期間が長くなると、預貯金や年金だけでは生活費を賄えなくなる恐れがある。日本人の平均寿命は男性81歳、女性87歳。2045年にはさらに2~3歳ほど延びるとされている。日本は健康で過ごせる期間を示す健康寿命が74.9歳で世界一。老後の生活費の確保は切実な課題だ。60歳代の金融資産は平均2202万円にのぼるが、そのうち58%が預貯金に集まる。

## 印紙税と契約書の記載額 《税務》

印紙税の額は課税文書の「記載額」に応じて高額になるので、同じ取引でも文書の書き方次第で税額が変わります。税金を抑えるための最も単純な方法は、取り引きするモノやサービスの価格について消費税の税抜き価格を契約書に記することです。

例えば、請負契約書の記されているのが「請負金額 1080 万円、消費税8%含む」や「請負金額 1080 万円(税込)」だと、国税当局は記載額を 1080 万円とみなすので、印紙税額はその額に対応する2万円となります。これに対して「請負金額1千万円、消費税80万円、計1080万円」や「請負金額 1080 万円(税抜き金額1千万円)」とすれば、記載額は1千万円と判断されるので、課税される印紙税は1万円です。また、自分の不動産を他人の不動産と交換する時に双方の不動産の金額を譲渡契約書に記載すると、高い方の金額が記載額となり、その額に応じて印紙税が決まることにも注意して契約書を作成するように心がけましょう。例えば「1千万円の不動産と 1100 万円の不動産を交換し、交換差金 100 万円を支払う」とする契約書なら、記載額は 1100 万円となります。これに対して「A不動産とB不動産の交換差金 100 万円を支払う」とだけ記されている契約書であれば記載額 100 万円で印紙税を計算します。

## 商人の運不運 《経営》

井原西鶴著『日本永代蔵』の成功譚によりますと、単に才覚や努力だけではない思わぬ好運によって大金持ちになった話がいくつも出てきます。

例えば、小さな家業を営む与三右衛門という人は、大雨で村の川を大きな黒い物が流れて行くのを追いかけて、松の木に引っかかったところを見ると固まった漆(ウルシ)でした。それを売ったところ長者になったといひます。また、桔梗屋という貧しい染物屋の夫婦は、最初は福の神を祀(まつ)っていました。しかし、その甲斐が無かったので、貧乏神を祀ってみました。すると、貧乏神がこれを恩に感じて、夢の中で「紅(くれない)」というお告げを与えました。これによって、「紅染(もみぞめ)」を発明して大金持ちになったということです。このように商人の好運は、偶然の体験や風変わりなアイデア等によって獲得する事もあります。不運も偶然の巡り合わせによる事があるかもしれませんが、多くの好運の契機は本人の日頃の心掛けや性格等によるのではないのでしょうか。『日本永代蔵』に繰り返し出てきますが、譬え好運によって財を成しても油断して乱費したりすると瞬間に没落してしまうものです。一度好運を得た人ほど悲惨でしょう。因みに、前掲の与三右衛門はやがて驕るようになり、遂に没落してしまいました。

## 社名変更、顧客招待は広報費 《税務》

企業イメージを一新する方法として、思い切って社名を変更するときがあります。漢字の名称をカタカナに変えることや、ローマ字の略語にする企業なども多いです。そうした際には、新社名にもとづくロゴのデザイン料や登記費用、顧客への事前通知や新社名のPRなどでかなりの出費が予想されますが、こうした費用の税務上の扱いは意外に複雑なので注意が必要です。

社名やロゴを商標権として登録するときは、アンケート調査費用やデザイン料、登記費用などが発生しますが、これらは商標権の取得価額として扱われます。そして、それ以外は開発費として支出時の損金になります。印鑑、名刺、封筒などは通常の消耗品、ウェブサイトの政策は広告宣伝費になります。

もちろん、特定の得意先だけを対象に物品を交付すれば交際費として処理しなければなりません。

## 耐用年数、素材、場所、目的によって異なる減価償却資産の取扱い 《税務》

社名が入った看板を自社ビルなどに設置すれば、それは固定資産として決算書に計上することになります。すなわち、設置時に一度に経費として計上するのではなく、社用車や製品組み立て用の機械などと同様に減価償却資産として毎年少しずつ経費として落としていきます。

ここで注意したいのは、看板は素材や設置場所によって耐用年数が異なります。まず、資産としての看板は「器具・備品」「付属設備」「構築物」に区分されます。ビルの側面に設置する大型の看板で、主な素材に金属を使っている場合は建物付属設備となるので、耐用年数は18年。素材が金属以外なら10年とされています。また、取り外しの簡単な小型のものや、スタンド型の看板は器具備品として耐用年数は3年となります。定食屋の店前に「今日のランチ」などと書いて立てかけてある木製の看板などはこれにあたります。

次に、場所についてですが、ビルの屋上に設置するネオンサインでは、土台部分は構築物となり、主な素材が金属であれば耐用年数は20年、その他のものであれば10年と決められています。

なお、中小事業者が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得して事業に使ったものは、一定の要件のもとに、取得金額を損金の額に算入することができる特例が用意されています。器具・備品のほか、機械・装置などの有形減価償却資産や、ソフトウェア、特許権、商標権といった無形減価償却資産も対象となります。年度合計は300万円まで認められます。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または [kaikei@kncc.co.jp](mailto:kaikei@kncc.co.jp)

までお寄せください。